

広島県告示第百九十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾瀬戸田港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和二年七月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和二年三月十二日

瀬戸田港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾瀬戸田港放置等禁止区域

1 垂水港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市瀬戸田町福田の国土地理院四等三角点「江處」（北緯三四度一七分一〇秒五七〇九、東経一三三度〇四分四七秒一七五七、標高一二九・七三メートル）

基点一 基準点から二二五度〇六分三四秒の方向一〇四六・〇五メートルの点

基点二 基点一から二五八度五二分四八秒の方向二一九・一〇メートルの点

基点三 基点二から一五八度五一分二四秒の方向一九八・二九メートルの点

2 沢港・瀬戸田港・福田港地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市瀬戸田町福田の国土地理院四等三角点「福田」（北緯三四度一七分三五秒五〇三九、東経一三三度〇五分二六秒〇九三二、標高一〇八・一五メートル）

基点一 基準点から三三三度四四分一〇秒の方向一一一八・八六メートルの点

基点二 基点一から二八六度一六分四八秒の方向七二・八二メートルの点

基点三 基点二から二四度四二分一秒の方向五五三・五〇メートルの点

基点四 基点三から二度三五分三六秒の方向四〇八・九五メートルの点

基点五 基点四から四九度〇七分一三秒の方向二八〇・四一メートルの点

基点六 基点五から一三九度〇七分一五秒の方向五七・二九メートルの点

3 中野地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市瀬戸田町林の国土地理院三等三角点「林山」（北緯三四度一七分五

- 二秒八二三六、東経一三三度〇六分一七秒六一九四、標高二三五・八九メートル
- 基点一 基準点から三四四度四三分四一秒の方向一〇八〇・一一メートルの点
- 基点二 基点一から三四七度二八分一三秒の方向二〇・〇〇メートルの点
- 基点三 基点二から二六七度五七分三三秒の方向五三二・八八メートルの点
- 基点四 基点三から一九二度三三分四二秒の方向三一・四八メートルの点
- 基点五 基点四から二六四度四七分二〇秒の方向三三・七六メートルの点
- 基点六 基点五から一七四度四八分三一秒の方向一三・三五メートルの点

4 中野川地区

(一) 区域の範囲

基点一と基点二を結んだ線、基点三と基点四を結んだ線、基点一と基点四を水際線で結んだ線及び基点二と基点三を水際線で結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

- 基準点 尾道市瀬戸田町林の国土地理院三等三角点「林山」（北緯三四度一七分五二秒八二三六、東経一三三度〇六分一七秒六一九四、標高二三五・八九メートル
- 基点一 基準点から三一二度二七分四四秒の方向九二九・一二メートルの点
- 基点二 基点一から三〇一度〇四分四八秒の方向五・五七メートルの点
- 基点三 基準点から三四三度五八分四八秒の方向九一六・二九メートルの点
- 基点四 基点三から六一度四六分三四秒の方向七・四八メートルの点

5 高根島南地区（その一）

(一) 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

- 基準点 尾道市瀬戸田町高根の国土地理院四等三角点「峠之下」（北緯三四度一分〇九秒一七七七、東経一三三度〇五分〇二秒五〇四一、標高二・七六メートル）
- 基点一 基準点から一五二度一九分〇七秒の方向六〇一・八四メートルの点
- 基点二 基点一から九五度二八分五八秒の方向二五・八三メートルの点
- 基点三 基点二から一九五度二八分五一秒の方向八一・九四メートルの点

6 高根島南地区（その二）

(一) 区域の範囲

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

- 基準点 尾道市瀬戸田町高根の国土地理院二等三角点「高根島」（北緯三四度一分三六秒四六三九、東経一三三度〇四分一三秒六九九五、標高三〇九・九一メートル）
- 基点一 基準点から一〇〇度五〇分五八秒の方向一一二五・六九メートルの点
- 基点二 基点一から九七度一九分二八秒の方向二三・三三メートルの点

- 基点三 基点二から一〇度〇七分〇二秒の方向六五・二二メートルの点
- 基点四 基点三から一六度二五分三三秒の方向六七・六〇メートルの点
- 基点五 基点四から二七度五〇分四四秒の方向四一・三三メートルの点
- 基点六 基点五から四四度三九分五四秒の方向六六・七七メートルの点
- 基点七 基点六から五六度三九分四三秒の方向六三・二二メートルの点
- 基点八 基点七から三二六度四一分三三秒の方向二二・九三メートルの点

7 高根島北地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市瀬戸田町高根の国土地理院四等三角点「峠之下」(北緯三四度一九

分〇九秒一七七七、東経一三三度〇五分〇二秒五〇四一、標高二・七六メートル)

- 基点一 基準点から三四〇度〇八分〇八秒の方向二八五・五八メートルの点
- 基点二 基点一から一一六度一七分四二秒の方向五五・九〇メートルの点
- 基点三 基点二から一四八度三六分三九秒の方向一〇七・五六メートルの点
- 基点四 基点三から一七一度〇一分五一秒の方向一五一・六九メートルの点
- 基点五 基点四から一三九度二六分四三秒の方向一九〇・八三メートルの点
- 基点六 基点五から一六二度一分〇五秒の方向一〇〇・四二メートルの点
- 基点七 基点六から二四八度〇一分五九秒の方向二〇・〇〇メートルの点

二 地方港湾瀬戸田港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物